

特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成25年4月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成25年3月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人住環境再生機構

3 代表者の氏名

松下 洋子

4 主たる事務所の所在地

新潟市西区上新栄町1丁目4番16号

5 定款に記載された目的

この法人は、被災等により建物の基礎や地盤に不具合を生じ、その改修を経済的困窮等の理由で行えない人々に対して、基礎修復、建物補修に関する事業を行い、安全な居住環境の確保に寄与することを目的とする。

また、年金受給者や障害者の人々に対し、就労支援や雇用促進のための総合的な支援の場を提供することにより、経済的支援や社会への自立支援に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 環境の保全を図る活動

(4) 災害救援活動

(5) 地域安全活動

(6) 消費者の保護を図る活動

(7) 前各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。</p> <p><u>2 この法人は、従たる事務所を新潟県柏崎市に置く。</u></p> <p><u>3 この法人は、従たる事務所を茨城県神栖市に置く。</u></p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。</p>